

# 板橋区立上板橋第二中学校PTA会則

＜令和7年5月1日改定施行＞

## 第1章 各称及び事務局

第1条 本会は板橋区立上板橋第二中学校PTA（略称：上二中PTA）と称し、事務局を板橋区立上板橋第二中学校内におく。

## 第2章 目的・方針及び活動

第2条 本会は学校と家庭が協力し、生徒の幸福な成長をはかるため、より良い環境をつくることを目的とする。また本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、特定の政党や宗教その他団体にかたよることなく営利を目的とする行為を行わない。又学校の人事等には干渉しない。

第3条 本会は第二条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 学校教育を理解し、学校と家庭が協力し合って生徒の育成を図る。
2. 会員相互の研修と親睦をはかる。
3. 校外における生徒の生活を指導し、生徒の生活環境を整える。
4. その他必要と認められること。

第4条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第3章 組織及び運営機関

第5条 本会に次の機関を設置する。

1. 総会
2. 役員会
3. 特別委員会（周年行事实行委員会、役員選考委員会等）

## 第4章 会 員

第6条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校の副校長及び教職員。

第7条 本会の会員はすべて平等の権利と義務をもつものとする。

## 第5章 役員・顧問・相談役・会計監査

第8条 本会は次の役員をおく。会長、副会長、会計、書記。

第9条 本会の役員は正会員の中から選出し、総会の承認を受けなければならない。

第10条 役員任期は1年とし再選を妨げない。

第11条 役員に欠員を生じ補充する必要がある場合は、役員会において選任することができる。但し、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員任期は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等で不在の時は、その任務を代行する。
3. 会計は、会計事務を処理し、管理する。
4. 書記は、本会の庶務を行い、議事並びに、活動に関する重要事項の記録と、その保管にあたる。

第13条 本会に顧問・相談役・会計監査を置くことができる。  
学校長は顧問とする。他の顧問・相談役は必要に応じて会長がこれを委嘱する。顧問・相談役は、会議に出席し、協議に参加することができる。会計監査は、役員会にて委嘱して、会務及び会計状況を監査し、総会に報告する。  
なお、相談役任期は1年とし、再任する場合は役員会にて決議する。

## **第6章 総会及び各会議**

- 第14条 本会の会議は最高議決機関としての総会、会務執行に関する役員会とする
- 第15条 総会は年1回以上、その他の会合は必要に応じ随時開かれ、役員がそれぞれ招集する。役員会で必要と認めた時は、臨時総会を招集する。
- 第16条 総会の定足数は会員の2分の1（委任状・議決権行使書を含む）とし、議事は出席者の過半数で決する。
- 第17条 役員会の議長は、副会長があたる。
- 第18条 役員会は、本会の活動の運営にあたり、必要に応じて人員を募集して実施する。

## **第7章 経費及び会費**

- 第19条 本会の会費及び寄附、その他をもって、これに充てる。
- 第20条 本会の会費を次の通りに定める。  
会費は、1家庭につき、年額1,500円（内 行事総合補償制度保険料200円）
- 第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本会で収納した金品は、すべて本会に帰属し、会員がその資格を失っても返還しない。

## **第8章 細 則**

- 第23条 本会において必要な細則は、役員会の議を経て定める。

<細則>

- 第8条 会長1名（保護者）、  
副会長2名以上（保護者2名以上、副校長または教職員1名以上）、  
会計、書記各2名以上。
- 第20条 ただし、災害・広域伝染病・緊急事態宣言等が生じた場合は、活動の変更及び縮小などに伴い、年会費の減額を役員会にて決議し、会員に周知し実行できる。

---

板橋区立上板橋第二中学校PTA

〒173-0036 東京都板橋区向原3-1-12 板橋区立上板橋第二中学校内

---

## 慶 弔 規 定

会員の慶弔等があった場合は、本規定による内容に準じて慶弔金または、見舞金を支給する。

### 1. 職員

(1) 結婚	5,000円以上
(2) 出生	3,000円以上
(3) 死亡 ① 本人 ② 実父母・養父母 ③ 配偶者 ④ 子ども	各5,000円以上
(4) 災害（災害・その他）	5,000円以上

### 2. 保護者・生徒

(1) 死亡 ① 保護者 ② 生徒	各5,000円以上
-------------------------	-----------

### 3. 学校関連・地域関連

(1) 死亡	5,000円以上
--------	----------

## 附 則

この規定は平成30年5月19日より実施する。

---

板橋区立上板橋第二中学校PTA

〒173-0036 東京都板橋区向原3-1-12 板橋区立上板橋第二中学校内

---